

スマート農業技術を活用して生産性向上に取り組む 農業者等への新たな支援制度がスタートします！

スマート農業技術活用促進法※

「生産方式革新実施計画」の認定を受けることで
さまざまなメリット措置が受けられます。

計画認定により受けられるメリット措置

➤ 日本政策金融公庫から長期低利の融資を受けられます。

- 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
- 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- 貸付金の使途に長期運転資金も設定

➤ 設備投資の際、税制上の優遇措置が受けられます。

- 機械等の取得等をした場合に、特別償却を適用
- 特別償却により、導入当初の税負担を軽減

(その他のメリット措置)

【出荷契約の際の
野菜法の特例の適用】



【行政手続のワンストップ化】
(航空法の特例) (農地法の特例)



認定の対象となる事業活動については裏面へ ➡

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律
令和6年6月21日公布、令和6年10月1日施行予定です

申請者等

<申請者> 農業者又はその組織する団体

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含めることも可能

認定の対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入（取組例）



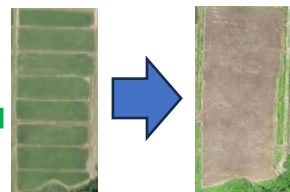
直播ドローンの活用



直播適性の高い品種の導入



ロボットトラクタの活用



出典：
合筆前圃場は国土地理院空中写真

ほ場の合筆



無人運搬ロボットの活用



省力樹形の導入による動線の確保



搾乳ロボットの活用



フリーストール式畜舎の導入

●相当規模（規模の要件）

- ・本事業活動で取り組む品目における、申請者の作付面積等のおおむね過半で取り組むこと。

●相当程度（計画の目標）

- ・計画全体で農業の労働生産性*を5%以上向上させること。
- ・本事業実施前と比較し、所得が維持されること。また、それが正となること。

●実施期間

- ・原則5年以内（果樹等の植栽又は育成を伴う場合等は10年以内で設定可能）

なお、表面のメリット措置の活用にあたっては、それぞれ別途要件があります。

また、スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者もそれぞれ独自の要件があります。

*労働生産性…付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働時間or取組人数

スマート農業技術活用促進法については、
随時、新しい情報を農水省HPに掲載しますので、ご覧ください。
詳しい内容については、お近くの地方農政局等へお問い合わせください。

